

「再生可能エネルギー」 導入検討及び計画策定のご提案

1. 再生可能エネルギーとは

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）」においては、「再生可能エネルギー源」について、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されております。具体的には、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスを指します。

2. 背景及び業務の必要性

わが国の喫緊の課題として、低炭素社会・省資源・省エネルギー社会の実現に向けた大きな解決策の一つとして再生可能エネルギーの活用が期待されております。

特に上下水道分野においては、再生可能エネルギーとして、太陽光発電やバイオマス発電、小水力発電が採用されており、当社では、上下水道の新エネルギーの活用に向けた業務を提案します。



風力発電



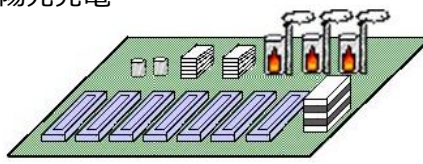
太陽光発電



バイオマス発電



小水力発電



処理場所有のエネルギー

※写真のうち、バイオマスは当社設計（新潟市）による。

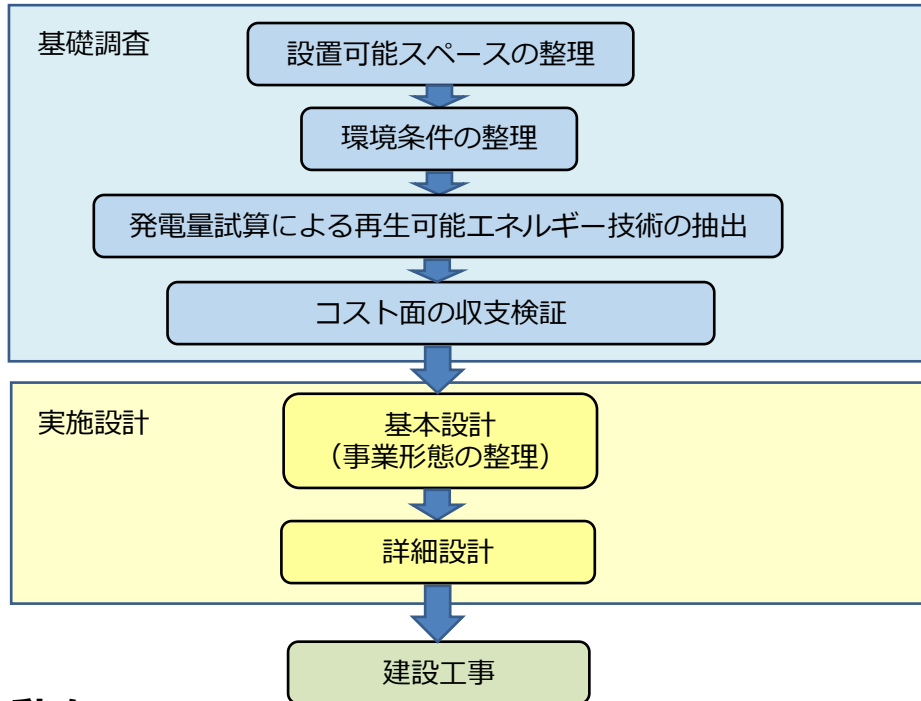
3. 業務実施によるメリット

- ① 地球環境の改善及びわが国の施策（パリ協定の実現、自給率の改善）への寄与
- ② 電力費削減によるランニングコストの低減
- ③ 地域住民へのアピール
- ④ 将来計画用地の建設までの有効活用



4. 計画策定のステップ

当社では、再生可能エネルギーの活用の実現に向けた基礎調査を実施し、実用的かつ効果的な業務を提案します。



5. 最近の動向

令和4年4月1日より、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が改正され、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」となりました。上下水道分野に関連する改正の概要は次のとおりです。

【市場連動型の導入支援】再生可能エネルギー発電事業者の投資予見可能性を確保しつつ、市場を意識した行動を促すため、固定価格で買い取る制度（FIT 制度）に加えて、新たに、市場価格をふまえて一定のプレミアムを交付する制度（FIP 制度）を創設します。（資源エネルギー庁より）

FIP 制度は、電力の需給状況により買取価格が変動します。例えば電気を必要とする昼間に売電した場合には、買取価格が高価となる傾向ですが、変動的であることから収支の予測がつきにくいと考えられます。発電量により FIP のみ採用あるいは FIP/FIT のいずれかを採用となりますが、今後 FIP のみ採用の方向となっていく予定です。

また、FIT/FIP 制度は、収入を伴う制度であることから、補助事業での採用においては条件があります。

主な業務実績

- ◆ 新潟県 下水道課 太陽光発電導入可能性調査（令和元年度）
- ◆ 日本下水道事業団 丸亀市公共下水道に係るエネルギー利活用検討業務委託（令和元年度）

お問い合わせ・資料のご請求

株式会社 東京設計事務所 東京支社

・デザイン第3グループ 栗野仁史 TEL 03-3580-2732 hitoshi_awano@tokyoengicon.co.jp